

最近の近代日本国家史研究によせて

——中村政則氏の近代天皇制

国家論の方法を中心として——

星 埜 惇

—

本稿の主題は、表題にも示したごとく、近年、近代天皇制国家に関してつぎつぎと意欲的な労作を発表され、あらたな視点にもとづく方法の提示によって急速に研究史をゆたかにされておられる中村政則氏の所説を対象として、とりわけ、その方法にかかわる問題の提示を通じて私見との差異を明確にすることにおかれている。氏の天皇制国家に関する所説は、他の主題に関連して示されたものをもふくめて、きわめて数多くの論稿に

みることができ、ここでは、そのもつとも最近における体系的叙述である「近代天皇制国家論」<sup>(1)</sup>および「近代天皇制国家の確立」<sup>(2)</sup>に限定してとりあげることとしたい。

(1) 原秀三郎・峰岸純夫・佐々木潤之介・中村政則編『大系日本国家史4・近代I』（東京大学出版会、一九七五年一月）の「序説」。

(2) 同上編『大系日本国家史5・近代II』（一九七六年一月）の冒頭論文、鈴木正幸氏との共同執筆。

いま、きわめて性急にいつてしまふならば、氏の見解と私見とを分ける究極の点は、氏が右の二論文で明示しておられる、「国家類型」および「国家形態」という概念の把握いかに依ると考えられる。本稿の論旨も、結局すべてそこに収斂してゆくのであるが、そのことを明らかとするために、はじめに少しく氏の論旨の展開を追うことからはじめたい。

中村氏は、まず戦略論争（野呂・猪俣論争）をはじめとする戦前以来の天皇制国家論史の再整理から作業を開始され、継承すべき点・批判的に克服すべき点の認識を克明に行なつておられる。いまそのいちいちに全面的に立ちいる煩雑さは避け、

そのそれぞれに対する中村氏の、後論にかかわるかぎりでの主張のみとりだしておこう。

〔一〕 野呂<sup>11</sup>猪俣論争に關して。

「当年のマルクス主義者たち」が「国家論レベルでの独自の検討をおこなわずに、経済的部下構造の規定からいきなり国家権力の本質規定をやった」「理由」の「一つは、このころのマルクス主義者には未だ天皇制を経済的部下構造から相対的に独自の性格をもつ専制的な国家機構として把える観点が十分に認識できていなかったことである。天皇制は、まず、国家機構として絶対主義的性質をもっていた。そして国家の階級的性格からいえば、それはブルジョア・地主独裁国家であるが、執行権力の直接的掌握者はブルジョアジーでも地主でもなく、法律上・制度上は天皇制軍部と官僚が絶対の権力を行使しうる獨特の専制的国家形態をとっていた（この点の特徵を浮き彫りにするために天皇制軍部官僚国家という表現をとることさえ可能であろう）。この獨特の国家形態上の特質」への認識不十分。<sup>3)</sup>

〔二〕 三二テーゼ・クーンネン報告に關して。

「下部構造に規定されつつもそれから相対的な独自性をも

つ」「天皇制の権力規定をおこなって」「天皇制認識が飛躍的に高められている」。<sup>4)</sup>「注意を要するのは、三二テーゼおよびクーンネン報告のどこを読んでみても、『封建的絶対主義国家』という国家類型に属する言葉<sup>5)</sup>概念が見出せないことである。むしろ国家の階級的性質を示す言葉としては、『ブルジョア<sup>6)</sup>地主的独裁』とか『ブルジョア<sup>7)</sup>地主的天皇制』という表現がとられているだけである。それは「一九三〇年代の日本国家を封建国家の一小範疇としての封建的絶対主義国家とは見ていなかったことを示すとともに」、また「それは全く逆に、天皇制の役割を過小評価して、あたかも議會および政党内閣が独自の、『天皇制から独立したブルジョア、国家形態であるかの如く、これ等のものを天皇制と対置することは、根本的誤謬である』とも指摘していたのであった」。<sup>8)</sup>

〔三〕 服部説に關して。

「天皇制の生涯を、……ともかく首尾一貫した見通しのもとに把握しえた歴史家は、服部をのぞいてはほかにいないの

ではないか。しかし「その難点は」、「マニユ段階に対応する権力 $\parallel$ 絶対主義という規定と」、「寄生地主制の確立を固有の物質的基礎とする」、「天皇制絶対主義の確立という規定」との両立不能の点、「レーニンの軍・封帝国主義概念をボナパルチズム概念と等置すること」への疑問とその「適用の仕方」の問題のほかに、「絶対主義を下部構造から相対的に自立した独自の国家形態・国家機構として正しく指摘しておきながら、この大切な論点を結論に生かすこと」ができなかったこと、「国家の本質と国家機構との関連、国家と政府との区別、絶対主義と帝国主義との関連とその相違など、総じて国家論の領域に属する独自の理論的検討をまったく不十分にしがおこなっていないことに、重要な原因があったといわなければならぬ」<sup>(8)</sup>。

#### 〔四〕 平野説に関して。

「国家権力の本質をたんに経済的の下部構造から規定するだけでなく、国家形態・政治形態なる概念を導入することによって、下部構造に対してそれなりの相対的独自性をもつ国家権力の本質を確定しようとしている点」に「ユニークな点」がある。「それぞれの時代の経済的支配階級は自己の立脚す

— 最近の近代日本国家史研究によせて —

る搾取様式・生産関係に照応する国家（基本的生産手段の所有者の政治組織）を要求する」が、「この国家は、それぞれの時代、それぞれの国において種々の国家形態 $\parallel$ 政治形態をとる」<sup>(9)</sup>すなわち、「問題は、いかなる階級が国家権力を掌握し、かつ被支配階級を抑圧するために諸国家機関をどんな形態で組織しているか、を明らかにするのでなければならぬ」とするのである。「平野は、天皇制国家を本質的には封建国家とは見ず、むしろ資本制国家（ブルジョア・地主国家）ととらえ、その上で天皇制が、他の資本制国家とは根本的に異なる「抑圧の独自の固有の形態」をもっている」「と主張しているかみえる」。しかし「平野にあっては $\wedge$ 国家の類型 $\vee$ と $\wedge$ 国家形態 $\vee$ との理論上の区別が曖昧」<sup>(10)</sup>である。「奴隸制国家・封建制国家・ブルジョア国家という概念は、まさに国家の歴史的な階級の本質を示す $\wedge$ 国家の類型 $\vee$ 論上の概念であって、その時代の支配的生産様式・基軸的搾取様式は何か、……どのような支配階級の利益に奉仕しているかによって、その国家の歴史的 $\parallel$ 階級の本質は決定されると言えよう。しかしながら、同じ資本制国家であっても、それがどんな「抑圧の独自の固有の形態」（国家形態）をとるかは

全く別の問題である」。(13)「以上のように△国家類型▽論と△国家形態∥政治形態▽論とを一応区別し、後者を前者の下位概念として理解する」ならば、「国家の歴史的な階級の本質を示す△国家類型▽論レベルでは資本制国家範疇に属していても、△国家形態▽論レベルでは絶対主義的本質を維持していることは、十分あり得ることであって、戦前日本の天皇制権力は、まさにそのように△国家類型▽と△国家形態▽とのあいだに埋めがたいズレをもつ権力として存在していたのであった」。(14)

(3) 前掲『大系日本国家史4・近代I』一〇頁。傍点は中村氏のもの、以下全体を通じて、原著者の力点と区別するために、筆者の強調点、注意点は傍線をもって示す。

(4) 同上、一六頁。

(5) 同上、一四―一五頁。石堂清倫・山辺健太郎編『コミンテルン・日本にかんするテーゼ集』青木文庫、一九六五年、八二頁をも参照。

(6) 同上、一六頁。なお、前掲『テーゼ集』八三頁参照。

(7) 同上、二二―二三頁。

(8) 同上、二四頁。

(9) 同上、二九頁。

(10) 同上、三〇頁。なお、平野義太郎『国家権力の構造』(一九五四年、理論社、三六頁)、同『国家の機構と民主的変革』(新日本出版社、一九七四年、一七二頁)参照。

(11) 同上、三〇頁。

(12) 同上、三一頁。平野氏が天皇制国家をむしろ資本制国家ととらえているという氏の把握には疑問がある。前掲『国家の機構と民主的変革』一六六―一八四頁をみよ。

(13) 同上、三二頁。しかし、たとえば奴隸制下にも資本制下にも「共和制」的國家形態が存在するからといって、それが「類型」と「全く別」の「形態」の存在する証左とはなりえないであろう。この「共和制」は、それぞれ、奴隸制あるいは資本制という國家類型に本質的に規定され、それに属するものとして存在してはならない。

(14) 同上、三三頁。

右の中村氏の整理のなかに、本稿の問題はすでにほとんど出つくしているかみえる。しかし、その検討は、氏自身の見解が積極的に提示される部分とあわせ行なうこととし、とりあえ

ず右の整理のなかからうかがえるかぎりでの氏の把握の摘出と、それにかかわる論点のみ提示しておくにとどめよう。

まず国家類型——氏はこれを、支配的生産様式・基軸的搾取様式と、それに立脚する経済的支配階級の利益への奉仕によって決定される国家の歴史的階級の本質とされている（使用例は「封建的絶対主義国家」・「ブルジョア・地主独裁国家」など）。

ついで国家形態——前者の下位概念として、経済的支配階級が被支配階級を抑圧するために諸国家機関をいかなる形態で組織しているか（ $\parallel$ 国家機構）、その抑圧の独自の形態の本質をしめすものとされる（使用例、「天皇制軍部官僚国家」・「 $\wedge$ 国家形態 $\vee$ 論レベルでは絶対主義的本質」・「ブルジョア国家形態」など）。

また、国家そのものについては、「国家（基本的生産手段の所有者の政治組織）」という、上位概念としての類型論レベルでも、右の「天皇制軍部官僚国家」という下位概念としての形態論レベルでも、両様に使用されているごとくである。

そして、国家権力については、これまで引用したかぎりではなお不明瞭であり、あるいは「国家」と同義で、国家類型と国

家形態との双方によって規定される、ないしは双方の統一体としてその本質がしめされるものとして把握されているかのこともみえる。しかし恐らくこの点については後論によって修正されることとなるであろう。

以上について、さしあたり次のような論点を提示しておく。——(1)国家類型を基本的に規定するものが支配的生産様式・基軸的搾取様式、それに立脚する経済的支配階級であるとするならば、このレベルのかぎりでは、それは「土台直結主義的な国家論」<sup>(15)</sup>との差は存在せず、その差は国家形態概念の導入によつてのみ生じてくるとみてよいのか（もしそうなら、これまでの「経済構造」と「国家機構」とのズレ、指摘と差はなくなら）、(2)また、この国家類型概念は「通例」<sup>(16)</sup>の規定であつて、いわゆる過渡的な国家にも妥当せしめうるものなのか、過渡性は国家形態のみによって示されるのか、(3)国家類型・国家形態・国家権力のそれぞれで氏のいわれる「本質」、とりわけ国家形態・国家権力の本質とは何によって規定されるのか、(4)類型 $\parallel$ ブルジョア的・形態 $\parallel$ 絶対主義的というズレの把握と、上位概念・下位概念という把握とははたして整合するののか、等々。以下、氏の見解を追いながら随時検討してゆくこととする。

(15) 前掲『大系日本国家史4・近代I』一〇頁。

(16) 同上、三二頁。

二

中村氏が、さきの天皇制国家論史の再整理をふまえて氏自身の絶対主義的天皇制論を展開されようとする場合、氏はつぎのような「発想の転換」をまず主張されている。

「論争が戦略論争から資本主義論争へと移動するにともなう、天皇制研究は現状分析の一環としてよりもむしろ歴史分析の一環としての意義を担う方向へとスライドされ、それは明治維新論と不可分の形で結合される」ことによつて、「天皇制をあくまでも帝国主義段階、独占資本主義段階の権力としてとらえる視角を後退させてしまった」。本来、「天皇制は仲々うまく柔軟性をもつて独占ブルジョアジーと地主との利益を代表し、その上部と『永続的ブロック』を結びついても、他方で同時に、ブルジョア・地主の独裁権力の背骨となり、その執行権力となり、しかもブルジョア・地主の上層部や議会にたいしてすらも、独自の、相対的に大なる役割を演

ずる絶対的な権力として把握されていた。それが「明治維新时期を舞台に論じられるようになる」と、天皇制は封建社会解体期の最後の、過渡的な国家たる半封建的絶対主義国家としてのみ規定され……その後の資本主義の発展と構造的変化にもかかわらず依然として封建的絶対主義国家としての本質を脱却しきれないものと考えられるようになっていった。かかる「歴史を發生史的にとらえようとする考え方の一面的拡大とその固定化」に対して「われわれはひとつの発想の転換をおこなう必要があるのではないか。それは天皇制国家の基本構造が確定する確立期の天皇制を明治維新の方から見るのではなく、むしろ逆の方向から、すなわち三二テーゼが対象としたような軍事的・警察的天皇制の原型構造はいつどのようして形成・確立し定置したのかという観点から見直してみよう」ということにほかならない。

ここで注意すべきことは、第一に、天皇制が独占ブルジョアジーと地主との利益を代表しその上部と「永続的ブロック」を結んでいるという面において類型論レベルの把握がしめされ、ブルジョア・地主の独裁権力の背骨・執行権力として相対的に独自の大きな役割をはたす絶対的な権力であるという面におい

て形態論レベルの把握がしめされているかにみえるということである。しかし、この点については氏の次のような指摘にも配感しておかなくてはならない。

「天皇制権力は地主・ブルジョア・プロロック権力だったのではない。この場合、プロロックとはブルジョアジーと地主勢力が政党（たとえば政友会）を媒介にして直接結合するといふよりも、むしろ権力の直接的掌握者たる天皇制官僚を媒介にして両者は結びついていたと見るべきである。すなわち天皇制官僚は、高度の相対的独自性をもってブルジョアの利害と地主的利害とを媒介し、調整しつつ、両階級の意思なり利害を政策なり、法という形で官僚的に修正して実現して<sup>(2)</sup>いた。」「ここで問題となるのは、天皇制国家権力の階級的基礎ともいふべきブルジョア・地主プロロックの問題である。周知のごとく天皇制国家権力は、ブルジョア・地主プロロックに立脚し、両階級の利益を代表する権力であった。しかしながら、絶対主義的天皇制にあっては、ブルジョアジーなり地主は、権力を直接に掌握していたわけではない。……いったい、この天皇制国家権力の『絶対的性質』とブルジョア・地主プロックとはいかなる関連にあったのか、またそもそもブルジョ

— 最近の近代日本国家史研究によせて —

ア・地主プロックとはいつひかなる契機とプロセスをへて天皇制国家権力の階級的基礎となったのであろうか。……戦争・植民地支配↓ブルジョア・地主プロックの成立というこの過程そのものの裡に、軍事的半封建的資本主義国家類型と絶対主義的国家形態の統一体としての絶対主義的天皇制確立の根拠が存していたと考えられるのである<sup>(3)</sup>。

このようにみてくるならば、氏の把握は、統一体としての天皇制国家（本質||絶対主義）、その階級的基礎としてのブルジョア・地主プロック||国家類型の本質を規定するもの（本質||軍事的半封建的資本主義国家類型）、両階級の利害を媒介し、それを独自性をもって実現する天皇制官僚（機構）||かかる国家機関の組織形態としての国家形態とその本質（||絶対主義的国家形態）、このようにしめされているのであり、ここでの権力概念の曖昧さ（両階級の利益の代表、両階級を階級的基礎とする、といった国家類型論レベルでの権力把握と、他方での権力を機構にかかわらしめる形態論レベルでの把握）ともかかわって、かかる類型（軍事的半封建的資本主義国家類型）と形態（絶対主義的国家形態）の統一体がなにゆえ絶対主義的天皇制国家でありうるのか、明確ではない。恐らく、この根拠にある

氏の「類型」概念に問題が集中してゆくであろう。

第二に、「発生的にとらえようとする考え方」そのものがただちに事態の把握を誤まらしめるというようには考えがたいのであるが（氏自身、のちにみるように明治維新の方から形成過程→確立⇨定置⇨崩壊への過程をとらえている）、逆に、氏の「発想の転換」こそが「過渡的な国家たる半封建的絶対主義国家」のその過渡性の把握を放棄せしめ、「通例」の国家類型概念を適用せざるをえなくさせたゆえんではないかとも考えられるのである。ともあれ、氏の「発想の転換」にもとづくあらたな観点からする分析を追ってみなくてはならない。

(1) 前掲『大系日本国家史4・近代I』三五―六頁。

(2) 同上、五六頁。

(3) 前掲『大系日本国家史5・近代II』六一―七頁。

天皇制国家の基本構造が確定する確立期の天皇制をどうみるか、氏は次のようにいわれている。

「天皇制の確立の仕方は、同時に天皇制の崩壊の仕方を規定するとともに、逆に一個の歴史的生涯を終えた旧天皇制レジュームの解体の仕方そのものの中に、実は確立期天皇制の

基本的特質が浮び上ってくるというように、天皇制の確立、過程と崩壊過程とは相互に関連しあいつつ、両者はいわば照射⇨逆照射の関係にあることに気付くはずである。この観点からは、明治維新の方からのみ見ることによって形成された天皇制イメージのゆがみを正す可能性をもつのみならず、明治維新から八・一五にいたる近代天皇制の歴史的展開過程を整合的に把握するための一個の有力な視点を提供すると考えられるのである。では、右の観点に立って旧天皇制レジュームの崩壊期に着目したとき、旧天皇制支配体制はどこが壊れると崩壊したということになるだろうか。一言でいえば、旧レジューム崩壊の特徴は、天皇制軍隊の解体（「戦争機構の解体」）、植民地の喪失、財閥解体、農地改革、新憲法制定、天皇制イデオロギーの機能喪失、この六つの局面に集約できる……逆に言えば、旧天皇制レジュームを支えていた支柱としては、国家論レベルでは明治憲法、天皇制軍部官僚機構、天皇制イデオロギーの三つ、経済的下部構造⇨土台の面では、旧植民地、財閥資本、寄生地主制、の三構成要素が決定的に重視されなければならない。<sup>4)</sup>「右の六構成要素が形成され、かつそれぞれが一定の構造的関連をもって定着すると

見られるのは日清戦争後から日露……戦争後にかけての時期であった。「この六つの構成要因の相互の関連はたんなる並列関係ではなく、何よりも軍事機構、軍部勢力が他の五つの構成要素をたばねる、結節環、基軸的要素となっていた。「なかでもとくに重要なのは、軍部の独自勢力化をうながす契機として植民地領有があったことである」。(5)かくして「一八九〇年天皇制絶対主義の確立説は、根本的な修正を迫られるはずである。……この説の特徴は、その経済的・階級的な基礎にひきつけて整理すれば、天皇制の固有の物質的基礎を半封建的な地主制と見る」(6)のみであるからである。

しかし、国家政治的の上部構造の確立の指標は、本来、「国家論レベル」・「土台」レベルの「六構成要因」によって直接規定されるものであろうか。およそ国家の確立にとって、その実体的基礎をなす「土台」の定着が重要な意味をもつことは十分認識しつつも、なおかつ、そのこと自体が直接国家の確立を表現するのではなく、まさにその「国家論レベル」での反映表現という媒介をへてこそ指標たりえてゆくのではないであらうか。まさに論点としてかかげておいたように、氏の「国家類型」概念が土台傾斜的であること、少なくとも氏の「国家類

——最近の近代日本国家史研究によせて——

型」と「土台」との間には、ズレは存在しないように思われること、これと氏の右の把握は無縁ではないように考えられる。そこから、「土台」の定着をも反映する「国家論」レベルの指標のみによつては直接確立の規定要因としない氏の方法が生じてきているとはいえないであらうか。ここでは、「近代天皇制を法的に総括する国家基本法」たる明治憲法と、「それ以後の国家の基本構成を決した重要な画期」たる明治二十二年のもつ意味が、やはりうすめられているように思われるのである。

(4) 前掲『大系日本国家史4・近代I』三六一七頁。

(5) 同上、三七頁。

(6) 同上、三八頁。

(7) 同上、三七頁。

以上の主張のうえで、氏はそこから派生した次の問題——「日清・日露の両戦を経過することによって確立した天皇制国家」の「歴史的・階級の本質」いかん、その「明治憲法体制成立以前の天皇制」(8)との差異いかん——にむかわれる。このため氏は「視点をかえて、明治維新の方から天皇制の形成過程をフォロー」(9)されようとするのである。われわれもまた氏のあとに

続いてみよう。

(8)・(9) 同上、三九頁。

三

明治維新以降の天皇制の形成↓成立↓確立(さらに↓再編↓移行)の過程について、氏はこれを次のように段階づけられつつ、その歴史的本質と性格を分析されている。

〔一〕第一期。一八五三(嘉永六)年・開国―一八七七(明治一

〇)年・西南戦争↓土族反乱鎮圧↓大久保官僚独裁成立<sup>(1)</sup>、明治維新时期。「天皇制絶対主義の成立過程」(「半封建的絶対主義国家」類型・半封建的国家形態)<sup>(3)</sup>↓「古典的絶対主義」近似、但し「未確立」↓「未定着」・不安定。「古典的絶対主義」の特徴は、軍事力と財政の集中↓常備軍および官僚制の創出、「執行権力の直接的掌握者」は「土地所有と一定程度切斷された官僚(↓統治集団)」<sup>(5)</sup>であって「経済的支配階級が即政治的支配階級」でないこと、議會を通ずる国民の国政参加の拒否、経済的支配階級ないし基本的生産関係は「編成替えられた領主的土地所有」にあること、以上であるが、これと類似

の「天皇を絶対的な存在とし、中央集権的国家機構をもち、人民を政治的無権利状態に縛りつけているところの(議會を開いていない)、絶対專制的な国家権力」<sup>(7)</sup>。「封建的領有制」の基本要因たる「兵農分離・石高制・鎖国」の、秩禄処分・地租改正・開国による「最終的解体」<sup>(8)</sup>、それまで「国家的領有制が維新政権の最も主要な階級の基礎」<sup>(9)</sup>。かくして、「個別領有権を否定し、中央集権的国家統一をなすとげた」画期としての廃藩置県と、領主的土地所有未廃棄(地租改正未完了)による「国家的領有制と私的土所有との間の対抗↓矛盾」<sup>(10)</sup>。内部における農民闘争と対外的「万国対峙」、内外情勢対応の「急速な自己転換」の促進。

(1) 前掲『大系日本国家史4・近代I』四一・四三―四頁。

(2) 同上、四一頁。

(3) 同上、四四・四七各頁、なお前掲『大系日本国家史5・近代II』四頁。

(4) 同上、四一・四四・四七各頁。

(5) こうした把握の批判については、拙稿「国家史の方法をめぐって(近・現代)」(歴史学研究会編『現代歴史学の成果と課題』I 歴史理論・科学運動、青木書店、一九七四

年)五四―五頁、拙著『社会構成体移行論序説』未來社、一九六九年、一〇〇―五頁参照。本稿では直接これには立入らない。ただ、こうした把握では、ほとんどのブルジョア国家においてさえブルジョアジーが政治的支配階級でない非「通例」の国家となってしまうであろう。

(6) 前掲『大系日本国家史4・近代I』三九―四〇頁。

(7) 同上、四七頁。

(8) 同上、四二―三頁。

(9) 同上、四七頁。

(10) 同上、四三頁。この点、前節末尾で指摘したと同様の論点が存在する。

(11) 同上、四四頁。

〔二〕 第二期。一八七七(明治一〇)年・民権運動、高揚——一八九〇(明治二三)年・帝國議會開設、「古典的絶対主義」から「日本型絶対主義」へ「絶対主義的天皇制」への移行<sup>(12)</sup>形成<sup>(13)</sup>成立。

「国内の人民闘争の高揚と東アジア情勢の緊迫化」とに「古典的絶対主義」形態維持不能、「起死回生」の「権力的対応」としての領主的土地所有の切り捨て<sup>(14)</sup>暴力

―最近の近代日本国家史研究によせて―

的原蓄の強行・立憲制的粉飾による「絶対主義権力としての本質」<sup>(15)</sup>「死守」<sup>(16)</sup>「絶対主義的国家機構」「構築」の「幕進」。かくして、古典的絶対主義との相違は、領主的土地所有の廃棄<sup>(17)</sup>過渡的土地所有たる半封建的地主的土地所有の異常成長<sup>(18)</sup>頑強な存続と、それなりの立憲制導入<sup>(19)</sup>君権への限定的制限におかれる。かかる、半封建的国家類型から資本制国家類型への過渡的類型・絶対主義的国家形態。

(12) 前掲『大系日本国家史4・近代I』四四―四五頁。同『近代II』三頁。

(13) 同上、四一・四四・四八各頁。明治一〇年におけるこの「移行」が果してかかる国家の性格変化であったのかどうか、第一期のそれがやはり「日本型絶対主義」なのではなく「古典的絶対主義」的でありえたのかどうか、この点については、当時の「下からの」地主制形成・「上からの」資本制移殖を基底においた各階級・階層の複雑な対抗と模索の過程によって再検討されなくてはならない。

(14) 同上、四七頁。

(15) 同上、四七―八頁。

(16) 同上、四五頁。

(17) 同上、四八頁。

(18) 同上、六一―二頁の注(9)参照。この把握は当然問題となるが、第三期を対象として後述する。また、およそ「過渡的類型」なるものが存立しうるかどうか問題である。

〔三〕 第三期。一八九〇(明治二三)年・絶対主義的天皇制成立

——一九一〇(明治四三)年・韓、国併合、<sup>(19)</sup>「実態的基礎」の「獲得」による「絶対主義的天皇制」の確立<sup>(20)</sup>近代天皇制国家の確立、八・一五解体旧レジュームの原型構造具備(「戦前日本社会における支配体制の主要な三つの構成要素ともいふべき天皇制・資本主義・地主制」が「一定の構造的関連をもつて定置<sup>(22)</sup>確立」)。「天皇制軍部官僚・ブルジョアジー・地主階級の三者の『永続的』ブロック」<sup>(23)</sup>の完成と、その「第一の環」としての「官僚・財閥ブロック」<sup>(24)</sup>、「第二の環」としての「官僚・地主ブロック」<sup>(25)</sup>、「国家資本の巨大化、軍事的・官僚的諸機関の肥大化」の進行による「天皇制軍部官僚の相対的独自性」の強化と「ブルジョア・地主政党の確立」<sup>(27)</sup>および「ブルジョアジーの組織体<sup>(28)</sup>パイプ」の設立。かくして、

「資本制生産様式を支配的ウクラードとする資本制国家<sup>(29)</sup>」  
 「国家」類型、<sup>(30)</sup>「ブルジョア・地主国家」類型、<sup>(31)</sup>「軍事的半封建的資本主義国家」<sup>(32)</sup>としての本質と、絶対主義的国家形態<sup>(33)</sup>「絶対主義の本質をもつ」国家機構、<sup>(34)</sup>ここにおける、「絶対主義時代につくり出された軍部・官僚機構」の「ブルジョア革命によつては破砕されず、そのまま帝国主義時代にまで引継がれ、補強され、整備されて、国家機構の中核部分を形づくっていく必然性」とわが国での不可避性、  
 「国家類型」としては、特殊後進国的構成をもつ帝国主義国家でありながら、機構が絶対主義的であるというこのズレ<sup>(35)</sup>。しかも、「国家権力の実体的概念こそが国家機構」<sup>(36)</sup>ゆえ、この「絶対主義的国家機構を直接に掌握している権力の本質も、絶対主義権力と規定する以外にない」<sup>(37)</sup>「国家の歴史的・階級の本質は、ブルジョア・地主国家でありながら、国家権力<sup>(38)</sup>」国家機構は絶対主義の本質をもつ」<sup>(39)</sup>「後進資本主義国としての日本資本主義の構造的特質」(ただし「決して固定的・静止的な状態にあったのではない」<sup>(40)</sup>)と「国際的契機」(とくに戦争と植民地支配)<sup>(41)</sup>による「この対立的二契機の統一体として」の「絶対主義的天皇制」の維持、そこにおける絶え

ざる「イデオロギー的・暴力的支配の強化」階級対立の先鋭化、「永続的ブロック」の「対立激化」→「政府危機」、「一九二〇年代の独占資本主義の本格的確立、ブルジョア民主主義運動の高揚に直面」した「一定のブルジョアの再編」→「基本的には絶対主義権力としての本質を維持したまま一九三〇年代のファシズム期」へ。かくして――

〔四〕 第四期。第一次大戦→昭和恐慌、絶対主義的天皇制の動揺・再編<sup>(39)</sup>。

〔五〕 第五期。「満州事変」→敗戦、天皇制ファシズムへの移行・確立・崩壊<sup>(40)</sup>。

(19) 前掲『大系日本国家史4・近代I』四一頁、なお同『近代II』六頁。

(20) 同上、四一頁。

(21)・(22) 前掲『近代II』六頁。

(23) 同上、二八頁。

(24) 同上、三八頁、なお二九頁。

(25) 同上、三四・三八各頁。

(26) 同上、三八・四一―五四頁。

(27) 同上、五五頁以下。

――最近の近代日本国家史研究によせて――

(28) 同上、六〇頁以下。

(29) 前掲『近代I』四八―四九頁。

(30) 前掲『近代II』四・三八各頁。

(31) 前掲『近代I』四九頁、『近代II』四頁。

(32) 同上『近代I』五〇頁。

(33) 同上、五三頁。なお前掲拙著一一〇頁。

(34) 同上、五三―五四頁。

(35) 前掲『近代II』四頁。

(36) 同上、五頁。

(37) 同上、四頁。

(38) 前掲『近代I』五八頁。

(39)・(40) 前掲『近代II』三頁。この期については同上書

では展開されていない。

さて、ここで問題としたいのは、右の段階区分そのものではなく、第二期および第三期、とりわけ第三期にかかわって特徴的にあらわれる氏の「国家類型」および「国家形態」という概念の把握である。

右の引用からもほぼ明らかであるように、氏にあっては、統

一体としての絶対主義的天皇制に関して、国家類型の本質(資本制国家⇨帝国主義国家)⇨経済的支配階級の本質と、国家形

態の本質(絶対主義)⇨国家機構の本質⇨国家権力の本質⇨政治的支配階級の本質と、この両者の間のズレが問題とされていること、この場合、氏にあっては国家権力は統一体なのではなく、二の冒頭で指摘した概念上の曖昧さをふくみつつも、その

直接的掌握者とひきつけてとらえられ(三の「冒頭」、その実

体⇨国家機構(⇨国家形態)としてとらえられているところから(三の「二」、なお一の「野呂⇨猪俣論争、一の三」服部説の整

理)、権力⇨国家形態であって、この権力⇨国家形態を階級的基礎⇨国家類型が支えている(?)のであること、そして、こ

のズレの必然性の理論的根拠は、レーニンの発言に依拠した絶対主義的軍部・官僚機構のブルジョア革命での非破碎・継承・

強化・整備にのみおかれていること、これらの点が注意される

ところである。この後者の点がかもし一般化されるならば、あらゆるブルジョア国家類型における国家形態がすべて絶対主義的

なものになりかねないであろうが、やはり何よりも問題であるのは前者の点であろう。以下、国家意思概念を投入した氏の

「類型」・「形態」概念をも聞きつつ、少しくこの点にたちいつてみよう。

てみよう。

(41) この点、一の末尾・二の冒頭部分で示した氏の権力概念把握への私の類推は修正を余儀なくされることとなる。

(42) 二冒頭の氏の把握による。

#### 四

中村氏は「△国家類型⇨△国家形態⇨△国家意思論のなかに位置づけなおす必要がある」とされつつ次のように述べられる。

「△国家形態⇨とは、国家意思決定・強制のパラートとしての国家機構・国家イデオロギーであり、またその決定・強制の原理である。△国家類型⇨とは、国家意思の内容と形式を究極的に規定する規定要因である。ところで、階級国家においては、国家意思は、究極的には経済的支配階級の階級意思が△国家形態⇨を通じることによって公的意思としてたちあらわれたところのものである。…近代天皇制国家においては、軍事的半封建的資本主義国家類型をとっていたために、経済的支配階級の階級意思は、三つの特徴をもってあらわれ

た。第一は、国家資本を頂点とし、国家の保護の有無・厚薄を序列構成原理とするところの資本の重層的序列構成を反映して、日本ブルジョアジーの意思は、官僚に領導され、財閥ブルジョアジーの意思を頂点とする重層的序列構成をとったかたちであられたことである。第二に、日本資本主義が半封建的な地主制を自己の再生産の一環に組み込んで確立したことを反映して、ブルジョアジーは政治的にも地主勢力と階級同盟をむすばざるを得なかった。……とはいえ両者は異質の生産関係に立脚していた以上、他面ではブロック内の内部対立を避けることはできなかった。かくして両階級の階級意思の調整機能が官僚の独自の役割として浮び上ってくる。……さらに明治憲法によって基本的枠組をあたえられた絶対主義的国家形態を日本ブルジョアジーは歴史的前提として、これを受取り、その枠内でみずからの階級意思を国家意思に反映させる途をえらんだ。……経済的支配階級のこのような階級意思のあり方そのものが、天皇制官僚の相対的独自性をつそう強固にし、ひいては絶対主義的国家形態の存続・強化を必至ならしめたのである。そして官僚の高度な相対的独自性に内実が与えられたこと（特徴的国家形態の確立）は、国

—最近の近代日本国家史研究によせて—

家資本・国家財政に主導された軍事的半封建的資本主義国家類型を再生産する逆規定要因ともなったのである。第三に、日本資本主義は、後進資本主義であるが故に、経済諸力を代位するところの軍事に依存してその発展をとげざるを得なかった（また、そのことが逆に日本資本主義の軍事的型制を強化する要因となる）。さらに、地主制をその一環に組み込んでいたために、その矛盾解決を侵略戦争にもとめざるを得なかった（△国家類型▽論レベルにおける侵略戦争の必然性）。このことは、経済的支配階級の階級意思の内容そのものの序列のなかで、侵略戦争がきわめて重大な位置にあったことを示すものである。こうした階級意思のあり方は、△国家形態▽を通じて高められるところの国家意思の序列のなかで侵略戦争⇨軍事的形態をとった対外的国家意思を、きわめて重大な位置に置いた。そのため、国家機構内部の軍事担当機関とその担い手の比重を高くし、その異常な肥大化をもたらすことになった。そして……軍事官僚を、一個の独自の政治勢力（軍部）化させる重要な規定要因となった。また……その高度な相対的独自性を維持・強化させる要因となった。そして……〔この〕△国家形態▽上の特徴は、侵略戦争への衝動を

強めさせ、その結果、△国家類型Ⅴにおける軍事的型制を維持・強化させることとなった（△国家類型Ⅴへの反作用<sup>(5)</sup>）。

ここにみられる経済的支配階級の階級意思<sup>(4)</sup>「国家類型Ⅰ→国家形態（Ⅱ国家機構Ⅱ国家権力）→国家意思」という把握を前節への補充としてみておいたうえで（ズレの根拠はなお明確ではない）、「国家類型」・「国家形態」の概念を検討してみる。

(1) 前掲『大系日本国家史5・近代Ⅱ』八三頁。

(2) 同上、八三―五頁。

氏がこの概念を分析の武器として使用されるにあたって恐らく参照されたと思われる『国家・法の一般理論』<sup>(3)</sup>においては、まず、「いかなる階級的社会<sup>(1)</sup>⇨経済構成体の諸条件のもとでも、国家は、なによりもまず、基本的生産手段の所有者の政治的組織としてあらわれる」。<sup>(4)</sup>「国家概念の重要な構成要素としてあらわれ、前面におしだされてくるのは、所与の所有形態の実現的諸条件を維持し、守ることを目的として、生産手段の所有者によって利用される社会的権力の政治的組織としての国家の特徴である」<sup>(5)</sup>とし、国家は「通例、もっとも勢力のある、経済的に支配する階級の国家である。この階級は、国家を用具

として政治的にも支配する階級となり、こうして、被抑圧階級を抑圧し搾取するための新しい手段を手にいれる」<sup>(6)</sup>という有名な言葉を引用したのち、国家の一般的規定として、「国家とは、歴史的に経過的な、社会から分離されながら社会の経済体制によつて制約された、主権的・公的権力の階級的政治組織であつて、基本的生産手段所有者の共通利益を保障し擁護するものである」<sup>(7)</sup>としつつ、国家の「類型」・「形態」について次のような規定をあたえている。

「国家の類型は、その国家がどのような経済的土台を擁護し、どのような支配階級の利益に奉仕しているかを示している。このもっとも重要なカテゴリーのプリズムをとおして考察される国家は、階級的規定性をもっており、通例、経済的に支配する階級の独裁としてあらわれる。……形態の多様性にもかかわらず、この時代のすべての国家は、同一の歴史的類型の国家に入れることができる。というのはそのいずれもが「特定の支配「階級の独裁であったからである」<sup>(8)</sup>」したがって、国家の類型とは、経済的基礎の共通性、階級の本質および組織の基本原則の共通性によつて制約される同一の社会⇨経済構成体のすべての国家の根本的特徴の統一性を表現

するカテゴリーである」<sup>(9)</sup>。それが「究極的にはその経済的基礎によって規定される国家の本質およびそのもっとも重要な特徴を反映する科学的概念を表示するものであるとすれば、国家の内容および社会体制の経済的基礎のみならず政治的基礎によっても最終的に規定される国家の特徴を反映する科学的概念を示すためには『国家の類』という用語を用いることができる。同一の歴史的類型の枠内で、より正確に言えば、この類型に属する同一の類の枠内で国家は種的相違にもとづいてさらに細分化される」<sup>(10)</sup>。

「国家のあれこれの変種の特殊性を確定するのを可能にする標識となるのは、国家の編成をあらわすそれらの形態である。あれこれの形態の本質的特徴を、一定の歴史的発展段階で形成された生産関係の性格を捨象して理解し説明することはできない。しかしながら、社会の経済体制は、全上部構造を全体として規定するものではあるが、国家の形態については、その内容をとおして、屈折しつつ、究極的にのみこれを特徴づける。生産関係の分析は、したがって基本的な諸原則を明らかにするにはするが、国家権力のある一定の組織の特殊性を明らかにするものではない。どの類型の国家にせよ、その一定の

具体的形態の特殊性を条件づける諸要因のうち第一義的意義をもつのは、階級諸勢力の相互関係、諸階級の闘争である。

この闘争の結果は、国家権力の組織、その活動の方法に表現される。……国家と社会の政治的組織のその他の諸部分との相互関連および相互依存関係も、国家の形態の特殊性を規定する。文化水準やあれこれの国の歴史的発展の結果形成された伝統も、国家の形態に一定の影響力をあたえる」<sup>(11)</sup>。「いかなる歴史的類型の国家を研究するばあいにも、まさに政治レジームこそが、あれこれの具体的国家の階級的内容を現わし、国家権力組織の特徴的な基本的輪郭、国家権力組織の特有な性質と活動方法を明らかにだすものであり、したがって、この国家の形態の、主要な内的側面である」<sup>(12)</sup>。

「国家の形態は、政治レジーム、統治形態および国家的統一の組織形態から形成されており、したがって、その一般的概念は、基本的構成モメントとしてこの三つの不可欠の側面をふくんでいなければならない」<sup>(13)</sup>。「それは、国家諸機関の構成方式、その構造、とくに国家の最高諸機関の構造、それらの相互関係、とくに中央機関と国家の構成部分諸機関および地方機関との相互関係、ならびに社会の指導にかなする国家

の活動方法である」。

(3) ソ連邦科学アカデミー国家・法研究所『マルクス・レーニン主義国家・法の一般理論』上、藤田勇監訳、日本評論社、一九七三年。

(4) 同上、二〇七頁。

(5) 同上、二〇八頁。

(6) 同上、二〇八頁、マルクス・エンゲルス全集、第二一

卷、一七〇—一頁。

(7) 同上、二一六頁。

(8) 同上、二二七頁。

(9) 同上、二二八頁。

(10) 同上、二三三頁。

(11) 同上、二三四—五頁。

(12) 同上、二三六頁。

(13) 同上、二四〇頁。

(14) ペ・イエ・ネドバロ『国家・法の理論の基礎』、キエフ、一九五九年、四〇頁(同上、二四〇頁)。

右の引用のかぎり、中村氏の「国家類型」・「国家形態」の

概念は、ソ連邦の『一般理論』に代表されるような通常の理解ととくに差があるようにはみえないであろう。しかしながら、われわれには、次の二点において中村氏の把握に(そして『一般理論』の把握にも)問題があるように思われる。

その第一は、いわゆる「通例」の国家と、非「通例」の過渡的国家的理解にかかわる問題である。中村氏によれば、この場合、「通例」の国家とは経済的支配階級の国家であり、したがって、国家類型の本質 $\parallel$ 経済的支配階級 $\parallel$ 政治的支配階級 $\parallel$ 国家形態の本質であるような国家である。他方、非「通例」の過渡的国家的とは、国家類型の本質 $\parallel$ 経済的支配階級 $\parallel$ 政治的支配階級 $\parallel$ 国家形態の本質として把握されている。このように、中村氏にあつては、「通例」・非「通例」を問わず、経済的支配階級の国家となつてしまつてゐる。しかし、「通例、もつとも勢力のある、経済的に支配する階級の国家である」ということは、非「通例」の国家は経済構造における経済的支配階級の国家ではないということ、いかえれば、その経済的支配階級が、国家類型を規定しているのではない、ということをしめすのである。「通例」の国家が経済的支配階級 $\parallel$ 政治的支配階級の国家であり、非「通例」の国家が経済的支配階級とイコールでな

い政治的支配階級によってその本質をしめすのであるとするならば、「通例」・非「通例」を通ずる国家類型の一般的規定のためには、政治的支配階級をこそ媒介に入れた一般的理解をしなくてはならないのではあるまいか。この政治的支配階級の媒介をぬぎにした一般的類型規定（つねに類型Ⅱ経済的支配階級）のみにしたならば、それは非「通例」の国家（類型Ⅱ経済的支配階級）をあやまつてとらえることになると考えられる。

氏にあっては、つねに経済的支配階級Ⅱ「国家類型の本質」として、そこにはズレが存在せず、したがって、非「通例」性・過渡性はこの「類型」という場においてはとらえられることはない。ズレは、国家類型と国家形態との間にのみ存在し、非「通例」の過渡期の国家を、国家形態と国家類型（Ⅱ土台）のズレた国家として理解することによって、それは、氏の批判された土台直結の国家（類型）把握と軌を一にしてゆくこととなるのではあるまいか。

第二は、「上位」・「下位」として位置づけられた「国家類型」・「国家形態」との間に、そもそも本質の差、ズレが存在するということがありうるかという問題である。「国家類型」とは、まさにそれに属する「国家形態」の多様性にもかかわらず、「根

本の特徴の統一性を表現するカテゴリー」であり、「国家形態」とは、その「国家類型」の枠内の「あれこれの変種の特異性」・「具体的形態」なのである。したがって、ブルジョア国家「類型」に属する下位概念としての絶対主義国家「形態」などというものはありうるはずはなく、絶対主義国家「形態」は、封建国家「類型」にこそ属しているのであって、そこに本質的なズレは存在しないというべきであろう。

こうして、氏が国家類型と国家形態Ⅱ国家権力との間の本質上のズレを指摘されたのちがって、われわれは、国家形態は国家類型と本質を同じくする概念（それゆえにこそ下位概念）と考え、したがって過渡期のズレとは、国家（類型）形態が経済的支配階級の本質とイコールでない点にもとめている。それゆえまた、国家類型をとらえる場合にも、その本質を直接経済的支配階級と結合させるのでなく、政治的支配階級を媒介とし、その本質を把握し、それによって国家の成立―確立の指標をしめすべきであると考えるのである。

なお、この点にかかわって、すでにくりかえし指摘した、氏の国家権力Ⅱ国家形態とみられる把握に関しても疑問なしとしない。氏の把握をこのように見る根拠についてはさきに述べて

おいたが、その後氏自身次のような発言をされておられることもそれはあらわれていよう。

「国家の階級の本質がブルジョア・地主国家で、国家形態は絶対主義的という規定はいいとしても、それでは国家権力の階級の本質は何と規定するのかと聞かれた場合に、ぼくの理論は必ずしもそれによく答えていない。むしろ国家機構が絶対主義的国家機構だから、その国家機構を直接的に掌握している執行権力の本質も絶対主義だ、だいたいそういうふうになっている……。〔しかし〕国家類型と国家権力との関係を問題とするならば、国家の階級の本質がブルジョア・地主国家ならば、その国家権力の本質もブルジョア・地主権力だというふうにいっていいんじゃないか。そうするとブルジョア・地主権力でありながら、絶対主義的な国家形態をとるということが理論的にありうるのかどうかという疑問が出てくるわけです。……不破哲三氏の『科学的の社会主義研究』などを見てみると、プロレタリア・ディクタトゥーラを労働者階級の権力というふうに理解して、しかしそこでもマルクス、エンゲルスは社会主義国家形態を必ずとるといふふうにはいっていない。場合によっては民主共和制的国家形態をとると

いうこともありうるということを……明らかにしました。：国家権力の本質がブルジョア・地主権力であっても、国家形態が必ずブルジョア・地主的形態をとらないで、絶対主義的な形態をとるといふことも理論的にありうるんだという道が開けるんじゃないか。<sup>(15)</sup>

この引用の前段、国家形態Ⅱ国家機構Ⅱ国家権力の側から国家形態をとらえるのが、本稿で対象とした氏の「近代天皇制国家論」のとらえかたであった。しかし氏は、この「『近代天皇制国家論』は明治憲法における天皇の絶対性を強調しすぎている。むしろこの点〔ブルジョア的な点〕をちよつと入れておかないと大正期の説明をするときに困る」として、後段の、国家類型Ⅱ国家権力（≠国家形態）という把握をあらたに提起されたのである。この場合、「プロレタリア・ディクタトゥーラ」のもとにおける「民主共和制的国家形態」が「社会主義国家形態」でないとする氏の理解はいかにしても納得しがたいが、<sup>(17)</sup>こうして、氏の国家権力の概念内容はその後変化しつつあるといふことができる。

「国家権力の階級の本質は何かと聞かれた時に、ぼくの議論はアン・ビバレント、二面的なんです。ブルジョア地主的

な面と、絶対主義的な面と両方あるというようないい方。とりわけ、絶対主義的天皇制という概念は国家形態にしぼったネーミングである。だからそれはマルクス主義政治学という狭義の、狭い意味での国家をさしているわけです。それには対外関係とか、あるいは社会関係を捨象しているわけ<sup>18)</sup>です。

(15) 「大学ゼミ訪問」『経済』一五七号、新日本出版社、一九七七年五月、二〇一―二頁)での中村氏の発言。

(16) 同上、二〇〇頁。

(17) 社会主義国家における「民主共和制的国家形態」が、「社会主義」的国家類型と本質を同じくし、それに属する、「社会主義的国家形態」のひとつとして、ソヴェエト的形態以外に存在しうるというのがむしろ不破氏の提起ではなかったのか、この点、本稿一の注(13)をもみよ。

(18) 前掲『経済』、二〇〇頁。

氏の「二面的」とは意図するところが異なるが、国家権力が、国家類型(国家の階級的ないし歴史的本質)を示すとともに、国家形態(国家の具体的・現実的支配形態)をも表現する

という意味において二面的であるという把握には、われわれも賛成である。これまでの国家論において、国家と国家権力とがしばしば同義であるように理解されてきたことにも示されるように、この際、国家権力概念の内容をいま少しくつめてゆくことが必要であるように思われる。まず、国家を、一定の発展段階における階級的な経済構造から生れそれを維持するために、

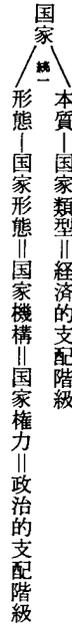
この一定の経済構造の圏域内の住民に対し基本的生産手段の所有者の政治的組織として階級支配を貫徹せしめるところの、系統的・恒常的装置を保持する統治団体(政治的上部構造における政治的支配階級の組織)と理解しよう。この理解のうえで、国家の階級の本質ないし歴史の本質(国家類型)は、当該段階の経済的支配階級と一致し(通例の国家)あるいは一致しない(例外国家)政治的支配階級、しかもいずれにせよ特定の経済的支配の本質を体现する政治的支配階級、その支配階級の「ディクタトゥーラ」によって示されることとなるであろう。

ところで、この国家の究極の要因は、国家という統治組織のなかの、あるもの(支配階級)が他のもの(被支配階級)を支配する公的強力||国家権力の存在に帰着する。それゆえにこそこの国家権力が、一方上記の、国家の階級的・歴史的本質を示し

つつ、同時に他方、これと本質を同じくする国家の具体的形態的特質⇨権力の実体たる国家機構、すなわち、当該段階の経済的支配階級に対応する政治的支配階級の、政治的支配の具体的

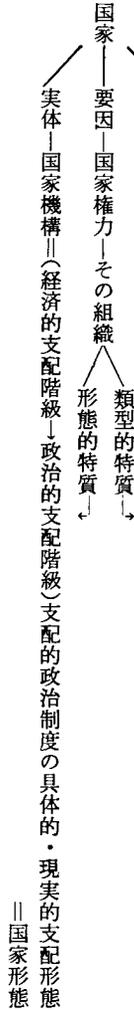
存立形態をも表現することとなるのである。ちなみに、中村氏の当初の考えかたと、いまここで概括した私見とを图示して対比せしめておくならば次のごとくであろう。

中村氏の把握



本質—国家類型⇨(経済的支配階級)政治的支配階級—支配的政治制度の基本的特質

私見での把握



⇨国家形態

さて、氏の国家権力概念が、この当初のものから変化し、国家類型・国家形態の双方にかかわる「二面的」なものに変化したとしても、なおかつ本稿で問題とした大部分の論点は変るところはないであろう。

もともと近代日本国家史上の問題は、経済構造を支配するブルジョア的性格と、国家⇨政治的上部構造を支配する封建的⇨絶対主義的性格とのズレ、かかる土台と上部構造のズレにあった。中村氏は、土台と国家類型を結合させることによって、それを国家の類型と形態とのズレに転化せしめるという操作を行

なわれたのである。しかし、こうした転化によって、「高度に発達した資本主義国に依然として封建国家が存続するというでは、何としても奇妙だ」という感覚が果して払拭しうるであろうか。結局のところそれは、経済構造を支配するブルジョアジーが、絶対主義的国家機構を利用し、妥協的な改良を加えつつ、その機能をしてブルジョアジーに奉仕せしめたとする旧来の理解と、奈辺において異なるのであろうか。国家類型と国家形態との統一としての国家把握が、いかに当初の問題を解決することに<sup>(補注)</sup>なったのであろうか。氏の方法のみにかぎっていえば

こうした疑問がぬぐい切れないのである。しかし、なおかつ中村氏の国家史全体にかかわる精力的な模索とその方向はきわめて魅力的であり、大筋として「近代天皇制」の總体的把握の核心にせまりつつあると感ぜられることも事実である。あらためて、氏の方法の深化を期待しつつ擱筆したい。

(19) 前掲『大系日本国家史4・近代I』三三頁。

〔補注〕 芝原拓自、「近代天皇制論」<sup>(1)</sup>は、「主として日清・日露の兩戦役およびそれぞれの『戦後経営』期に焦点をあて」<sup>(2)</sup>つつ、「帝国憲法によって基本的枠組をえ」、「両戦役とそれぞれの『戦後経営』を推進することによって」<sup>(3)</sup>「専制的・超越的な国家機構」装置をほぼ集大成させ、その権力行使を保障する法体系をほぼ整備しおえた<sup>(3)</sup>近代天皇制について、次のように規定しておられる。

「近代天皇制が、『絶対君主制』的国家機構を強力手段としていたからといって、その権力の本質が封建的絶対王制であり、半封建的土地所有者の利害を第一義的に代弁していたということは決してできない」<sup>(4)</sup>。「近代天皇制は、……軍事的・半封建的構造を土台としつつも、資本主義・帝国主義的『国家ノ利権ヲ擁護スルノ天職』を全うしつつあったので

—最近の近代日本国家史研究によせて—

ある」<sup>(5)</sup>。「近代天皇制の性格、その歴史的本質はなにか。……それがまごうかたなき帝国主義権力であった」<sup>(6)</sup>。「近代天皇制こそ……軍事的・半封建的日本資本主義の頂点にたち、そのような特徴的な構造をもって帝国主義的利益の追求を推進した国家権力にほかならない」<sup>(7)</sup>。「けれども一方、その帝国主義的『国是』を追求する帝国主義権力たる天皇制の、その国家機構」装置そのもの、天皇を頂点とする超越的で専制的なもの——まさに「軍事的、警察的」な——「執行権力」体系そのものの『絶対君主制』的性質もまた、かんたんに否定できない厳肅な事実である。……まさに、絶対主義的国家機構」国家形態をもった資本主義・帝国主義的本質を有する国家権力——、これが日本資本主義・帝国主義確立期の天皇制の規定であるといわなければならない」<sup>(8)</sup>。

「しかしながら、この規定は、従来の国家理論の常規からすれば矛盾である。というのは、既成の国家理論によれば、国家（＝政治）形態は、国家の歴史的な階級の本質を示す国家類型論の低位概念であり、それゆえ、『絶対主義』的国家形態は、本質は封建国家の類型に属する国家の最後の形態だとされるからである」<sup>(9)</sup>。「そこで、とりわけ後発資本主義・帝

国主義のばあい、経済構造の資本主義・独占資本主義化と国家の封建的絶対主義の存続とのズレが問題にされるか、さもなければ、経済構造の移行にともなう絶対主義権力のブルジョア権力への改編が立論されてきたのである。「なるほど、

近代天皇制においても、この経済構造と国家の本質とのズレを評価できないわけではない。しかし、……もしも近代天皇制の本質を絶対主義封建（ないし半封建）国家と規定しようとするれば、それは、国家統治の基本概念、抑圧・専制的な国家機構<sup>11</sup>装置のかぎりでは妥当しても、その基本的政策<sup>12</sup>法体系、文武官僚層の基盤・物質的階級的基礎においては、まったく宙に浮いてしまうであろう。国家類型<sup>13</sup>本質を、ただ基本理念、機構<sup>14</sup>装置、国家形態の特質<sup>15</sup>だけから規定してもよいのなら、その物質的・階級的基礎や国家意思の所在を示す政策<sup>16</sup>法体系からきりはなして規定してもよいのなら、話は別である」。

「近代天皇制は、半封建的構造を不可分にもちつつも、より資本主義的な階級構成のうえにたった、『皇室の藩屏』たる閥族じたいも金融貴族化した、しかも絶対主義的理念・機構を肥大化させた国家権力として、日清『戦後経営』以降に自

己を再定着させていったのだといえよう」。「日清・日露『戦後経営』期に再定着していった、絶対主義的理念・機構をもつ、専制的、侵略的帝国主義権力としての天皇制こそ、一九二〇年代以降の労働者・農民の解放運動の正面に立ちふさがる国家権力の、直接の出発点に位置していたのである。しかも、日本資本主義・帝国主義の全般的危機の深化のなかで、この近代天皇制は、自己を破滅させるファシズムと全面侵略戦争にさえ突っ走っていったのである。国家の絶対主義理念・機構とその帝国主義的本質とに矛盾があるとすれば、それは近代天皇制の現実そのものの矛盾であり、その矛盾が既成の理論で説明できないとすれば、国家類型論と国家形態論との関係そのものの再検討、豊富化こそが今後の課題となるのである」。

(1) 岩波講座『日本歴史15・近代2』一九七六年、所収。

(2) 同上、三〇四頁。

(3) 同上、三〇五頁。

(4) 同上、三三四頁。

(5) 同上、三三五頁。

(6) 同上、三四九頁。

(7)・(8) 同上、三五〇頁。

(9) 同上、三五〇―一頁。

(10) 同上、三五二頁。

(11) 同上、三五二頁。

(12) 同上、三五二―三頁。

右の芝原氏による近代天皇制権力⇨帝國主義権力とする規定は、氏自身の、「近代天皇制はまず、すぐれて独得な国家機構であり、国家形態・国家権力にかかわる概念である」と<sup>13)</sup>

いう冒頭の一句と必ずしも整合せず、また、逆に、国家形態・国家機構と本質を切斷することによって、「経済的支配階級の性格やその力関係の転換をそのまま国家権力の性格やその性格変化と等置する、いわゆる基底還元論的な国家理論」<sup>14)</sup>をいかに脱しきれたかについても問題をのこすといわざるをえない(絶対主義的理念をもつブルジョア国家とはそもそもいかなるものか)。しかし、その論旨の基本は、権力の把握を別にすれば本文で検討した中村氏の把握と軌を一にし、さらに、国家機構と、経済的支配階級―国家意思―基本的政策⇨法体系とのズレにかかわる事実認識において、われわれをふ

―最近の近代日本国家史研究によせて―

くむ国家史研究の問題把握と異なるところはないといつてよいであろう。してみれば、問題は、かかる事実をふまえた理論的把握にかかっている。そしてその鍵が国家類型―国家形態の再検討にあるとされるのである。しかしながら、ここでの検討のかぎりにおいて、中村・芝原氏の検討方向なお賛意を表したいといわざるをえない。われわれにはむしろ、基底に還元しえぬものとしての国家の本質、それを表現する国家の実体⇨機構と、基底と条件との関連によって方向づけられる国家の規定的方向との問題を、まず媒介的に解くことが先決であるように考えられる。

(13) 前掲、芝原論文、三〇四頁。

(14) 同上、三〇六頁。

(一九七七・四・二執筆)  
一九七七・九・五補筆